

花巻市議会モニター設置要綱

(設置)

第1条 花巻市議会基本条例（平成22年花巻市条例第29号）第4条第2項の規定に基づき、議会運営の公平性及び透明性を確保し、市民の多様な意見を把握することができる開かれた議会運営を推進するため、花巻市議会モニター（以下「モニター」という。）を置く。

(職務)

第2条 モニターの職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本会議、常任委員会及び特別委員会（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、議会運営に関する意見を文書（電子メールを含む。次号において同じ。）により提出すること。
- (2) 市議会だより及び市議会ホームページ（第9条において「市議会ホームページ等」という。）に関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議会運営について議員と意見交換をすること。
- (4) モニター会議（第8条に規定するモニター会議をいう。）に出席すること。
- (5) その他議長が必要と認めること。

(定数及び任期)

第3条 モニターの定数は、20人以内とする。

- 2 モニターの任期は、委嘱した日から2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 前項に規定するモニターに欠員が生じた場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(資格)

第4条 モニターは、市内に住所を有する満18歳以上の者で、花巻市議会の運営に関心を持ち、公正な社会的見識を有する者とする。ただし、次の各号いずれかに該当する者を除く。

- (1) 国又は地方公共団体（次号及び第3号において「公共団体」という。）の議員である者
- (2) 公共団体の議員であった者
- (3) 公共団体の常勤の職員である者

(募集方法)

第5条 モニターの募集方法は、公募とする。

- 2 前項に定めるもののほか、議長は、市民団体、企業その他の団体に対し、モニターの推薦を

依頼することができる。

(委嘱)

第6条 モニターは、議長が委嘱する。

(解嘱)

第7条 議長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 第2条に規定する職務が遂行できなくなったとき。
- (2) 辞職の申出があったとき。
- (3) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (4) その他議長が解嘱する必要があると認めたとき。

(会議)

第8条 議長は、モニターと連絡調整及び意見交換を行うため、必要に応じてモニター会議を開催する。

(提出された意見の処理)

第9条 議長は、モニターから意見が提出されたときは、必要に応じて関係する委員会に送付し、対応を検討させることができる。

2 前項の規定による検討の結果は、当該意見を提出したモニターに通知し、市議会ホームページ等で公表するものとする。ただし、意見の公表に当たっては、モニターの氏名は公表しないものとする。

(謝礼)

第10条 モニターの謝礼は、無償とする。ただし、モニター会議出席時には、花巻市証人等の実費弁償に関する条例（平成18年花巻市条例第40号）に準じて、車賃を支給することができる。

(庶務)

第11条 モニターに関する庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。